

審 査 基 準

令和7年7月24日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第95条の2第11項
処 分 の 概 要：免許証の交付
原権者（委任先）：熊本県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法施行規則第21条の9（免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る免許証の交付の申請）、第21条の10（現に受けている免許の種類と異なる種類の免許に係る免許証の交付等）、第29条の2の3の2（更新された免許証の交付等）、第31条の4の3（他の種類の免許に係る免許情報記録の書換えに伴う免許証の交付）
審 査 基 準： 判断基準は、上記法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間： 熊本県警察本部運転免許課 1日（申請の当日中） 熊本県警察本部運転免許試験課 1日（申請の当日中） 警察署及び八代警察署氷川幹部交番 28日
申 請 先： 熊本県警察本部運転免許課（熊本県運転免許センター窓口） 熊本県警察本部運転免許試験課（熊本県運転免許センター窓口） 警察署及び八代警察署氷川幹部交番
問 合 せ 先：熊本県警察本部運転免許課（電話番号：096-233-0110） 熊本県警察本部運転免許試験課（電話番号：096-233-0116）
備 考：